

官
隸
號
外

昭和二十三年三月二十三日

○第九十二回 貴族院議事速記錄第二十一

昭和二十三年三月二十一日(土曜日)午前十一時十五分開議

昭和二十二年三月二十二日
于前寺開義

第一 臨時物資需給調整法の一 部を改正する法律案（政府提出、

第二 學校教育法案（政府提出、衆議院送付） 第一審會

第三 会計検査院法を改正する法律案(政府提出)

第四 罹災救助基金法の一部を改正する法律案（政府提出、衆議院）

院送付)

議長(公爵徳川家正君) 諸般の報告
御異議がなければ朗讀を省略致し

〔卷之三〕

等の法律案特別委員會三於テ當選シ
ル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 男爵渡邊修二君
副委員長 子爵龍胸 宏光君

会計検査院法を改正する法律案可決
報告書

新編外
昭和二十二年三月二十三日

貴族院議事速記録第二十一號

議長の報告　口口_一　字教育に關する
一部を改正する法律案　第一讀會

第七條 第一條第一項第四號の規定により物資若しくは設備に關する報告引渡若しくは貸與に關しなされた命令又は第三條第一項の規定によつて、現行規定に於きましては、物資等の生産配給使用出荷等に關し、相當範圍が極めて限定されて居りますので新に本法に基きまして主務大臣が供給の特に不足する物資の輸送に關し、又は物資の輸送の制限禁止に關して必要な命令を發することが出來ることとし、且此の輸送に關する命令に依つて生じた損失を補償し得ることとしたのでございます、物資の需給調整を徹底的且統合的に遂行政致します爲には、輸送の面をも統制致しませぬと、所謂需給點睛を缺く結果となりますので、私鐵、小運送業者等に對して米、石炭、炭礦労務者用住宅建設用資材等の重要な物資の優先的輸送命令を發したり、不緊急物資輸送禁止を命じたり致しまする途を茲に開いたのでござります。

第二點は、現行第二條、即ち物資の割當を行ふ産業團體に關する規定を削除致しました、是は本法施行後状勢の變化に依りまして、物資の割當は産業團體に委任することなく、總て政府の責任に於て行ふを適當と認められに至りました結果、此の規定は實際上運用されない實情にありますので、此の際其の趣旨を明瞭に致しまして、從來産業團體で物資の割當を致して居ましたものを、今直ちに一齊に政府の手に移行政しますことは、諸般の準備の都合上、困難な所もござりますので、暫定的には經濟安定本部總務長官が、一箇月毎の期間も限りまして、特定の産業團體を活用する途を殘して置

前項の場合において、その物資又は設備の全部又は一部を沒收することはできない。犯罪の後、犯人以外の者が、情を知つてその物資又は設備を取得した場合においても、同様とする。

附 則

この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

この法律施行後、經濟安定本部総務長官が、一箇月ごとの期間を限り、特定の産業團體を指定して、これに対し個別に指定された臨時の統制の権限を與える場合においては、從前の第二條の規定は、同條第二項の規定を除き、なおその効力を有する。

〔政府委員橋井貞君登壇〕

○政府委員(橋井貞君) 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案を提案いたします。この理由を御説明申上げます。本法は第九十臨時議會の協賛を得て成

立し、昨年九月三十日から施行せられたのでござりますが、其の後の状勢に鑑みまして凡そ次の諸點に關しそ改

明治二十五年三月三十一日

○子爵西大路吉光君 賀成
○議長（公爵徳川家正君） 戸澤子爵の
動議に御異議ございませぬか
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（公爵徳川家正君） 御異議ない
と認めます

○議長(公爵徳川家正君) 日程第一、
學校教育法案、政府提出、衆議院送付、
第一讀會、高橋文部大臣

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

第一條 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第二條 学校は、國、地方公共團體及び別に法律で定める法人のみが、これを設置することができる。

この法律で、國立学校とは、國の設置する学校を、公立学校とは、地方公共團體の設置する学校を、私立学校とは、別に法律で定める法人の設置する学校をいう。

第三條 学校を設置しようとする者は、学校の種類に應じ、監督廳の定める設備、編制その他に關する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四條 國立學校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する
学校の外、學校（大學の學部又は
大學院についても同様とする。）の
設置廃止、設置者の変更その他監
督廳の定める事項は、監督廳の認
可を受けなければならぬ。

第五條 學校の設置者は、その設置
する學校を管理し、法令に特別の
定のある場合を除いては、その學
校の経費を負担する。

第六條 學校においては、授業料を
徵收することができる。但し、國
立又は公立の小學校及び中學校又
はこれらに準ずる育學校、鑿學校
及び養護學校における義務教育に
ついては、これを徵收することができ
ない。

國立又は公立の學校における授
業料その他の費用に関する事項
は、監督廳が、これを定める。

第七條 學校には、校長及び相当教
員の教員を置かなければならない。

第八條 校長及び教育の免許狀そ
の資格に関する事項は、監督廳が
これを定める。

第九條 左の各号の一に該當する者
は、校長又は教員となることがで
きない。

一 禁治產者及び準禁治產者

二 長期六年の禁錮以上の刑に処
せられた者

三 長期六年未満の懲役又は禁錮
の刑に処せられ、刑の執行を終
り、又は刑の執行を受けること
のないことに至らない者

四 前條の免許狀取上げの処分を
受け、二年を経過しない者

五 昭和二十一年勅令第二百六十
三号による教職不適格者
六 性行不良と認められる者
監督廳に届け出なければならぬ
い。

第十條 私立学校は、校長を定め、
第十一條 校長及び教員は、教育上
必要があると認めるときは、監督
廳の定めるところにより、学生、
生徒及び兒童に懲戒を加えること
ができる。但し、体罰を加えるこ
とはできない。

第十二條 学校においては、学生、
生徒、兒童及び幼兒並びに職員の
健康増進を図るため、身體検査を行
い、及び適当な衛生養護の施設を設
けなければならない。

身体検査及び衛生養護の施設に
関する事項は、監督廳が、これを定
める。

第十三條 左の各号の一に該当する
場合においては、監督廳は、学校
の閉鎖を命ずることができる。
一 法令の規定に故意に違反した
とき
二 法令の規定により、監督廳の
なした命令に違反したとき
三 六箇月以上授業を行わなかつ
たとき

第十四條 学校が、設備、授業その
他の事項について、法令の規定又
は監督廳の定める規程に違反した
ときは、監督廳は、その変更を命
づることができる。

第十五條 私立学校は、毎会計年度
の開始前に收支予算を毎会計年度
の終了後二箇月以内に收支決算を
監督廳に届け出なければならぬ

第十六條 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第三章 小学校

第十七條 小学校は、心身の発達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八條 小学校における教育については、前條の目的を実現するため、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。

二 郷土及び國家の現状と傳統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養うこと。

三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四 日常生活に必要な國語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。

五 日常生活に必要な数量的な關係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。

六 日常生活における自然現象を科学的に觀察し、処理する能力を養うこと。

七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文藝等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第四十六條 高等学校の修業年限は、三年とする。但し、特別の技能教育を施す場合及び第四十四條

第一項の課程を置く場合は、その修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

第四十七條 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第四十八條 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

第四十九條 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者とする。

第五十條 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

第五十一條 高等学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならぬ。

第五十二條 大学は、学術の中心として、廣く知識を授けるとともに、深く専門の学を教授研究し、知的、道德的及び應用的能力を開発せることを目的とする。

第五十三條 大学には、数個の学部を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、單に一個の学部を置くものを

第五十四條 大学には、夜間ににおいて授業を行う学部を置くことができる。

第五十五條 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前條の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第五十六條 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年を超過する学校教育を修了した者を含む。又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十七條 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

第五十八條 大学の別科は、前條に規定する入学資格を有する者に対して、簡単に教授を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第五十九條 大学には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、單に一個の研究科を置くものとする。

第六十條 大学の設置の認可に際しては、監督廳は、大学設置委員会における問題を解決するため、教授会を置かなければならない。

第六十一條 大学には、研究所その他他の研究施設を附置することができる。

第六十二條 大学には、大学院を置くことができる。

第六十三條 大学に四年以上在学する者は、命令でこれを定める。

第六十四條 公立又は私立の大

学校には、文部大臣の所轄とする。

第六十五條 大学院は、学術の理論及び應用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄與することを目的とする。

第六十六條 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、單に一個の研究科を置くものとする。

第六十七條 大学院に入学することのできる者は、第五十七條第二項の規定による者とする。

第六十八條 大学院を置く大学は、監督廳の定めるところにより、博士その他の学位を授與することができる。

第六十九條 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

第七十條 第二十八条第六項及び第

四十五条の規定は、大学に、これを準用する。

第七十一條 特殊教育

第七十二條 盲学校、聾学校及び養

護学校には、小学校部及び中学部を置かなければならない。

但し、特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことができる。

第七十三條 盲学校、聾学校及び養

護学校の小学校部及び中学部の教科及び教科用図書、高等部の学科、

教科及び教科用図書又は幼稚部の

保育内容は、小学校、中学校、高等學校又は幼稚園に準じて、監督廳が、これを定める。

第七十四條 郡道府縣は、その議会の議決を経て、その区域内にある

学齢児童及び学齢生徒の中、盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者を就学させるに必要な盲学校、聾学校等学校又は幼稚園に準じて、監督廳が、これを定める。

第七十五條 小学校、中学校及び高等学校には、左の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

一 性格異常者

二 精神薄弱者

三 聾者及び難聾者

四 盲者及び弱視者

五 言語不自由者

六 その他の不具者

七 身体虚弱者

第七十六條 前項に掲げる学校は、疾患によ

り療養中の児童及び生徒に対し、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行ふことができる。

第七十六條 第十九條、第二十七條、

第二十八條(第四十條及び第五十
一条において準用する場合を含
む)、第三十四条、第三十七条、

第五十条、第八十條及び第八十一
条の規定は、盲学校、聾学校及び

養護学校に、これを準用する。

第七章 幼稚園

第七十七條 幼稚園は、幼児を保育
し、適当な環境を與えて、その心
身の発達を助長することを目的と

する。

第七十八条 幼稚園は、前項の外、必要な
教諭を置かなければならぬ。

幼稚園には、前項の外、必要な

職員を置くことができる。

幼稚園は、園務を掌り、所屬職員

を監督する。

教諭は、幼児の保育を掌る。

第八十二条 第三十四条の規定は、

幼稚園にこれを準用する。

第八章 雜則

第八十三条 第一條に掲げるもの以
外のもので、学校教育に類する教
育を行うものは、これを各種学校

とする。

各種学校は、第一條に掲げる学
校の名稱を用いてはならない。

第四條から第七條まで、第九條
から第十一條まで、第十三條、第
十四條及び第三十四条の規定は、

各種学校に、これを準用する。

前項の外、各種学校に關する必要
な事項は、監督廳が、これを定め
る。

第八十四条 都道府縣監督廳におい
て、学校又は各種學校以外のもの
が各種學校の教育を行ふものと認
めるときは、その旨を關係者に通
告して、前條の規定によらせるこ
とができる。

第八十五条 学校教育上支障のない
限り、学校には、社會教育に関する
施設を附置し、又は學校の施設

を社會教育その他公共のために、
利用させることができる。

第八十六条 町村制を施行していな
い地域においては、この法律にお
ける町村及び町村學校組合に關す
れる者は、満三才から、小学校

就学の始期に達するまでの幼児と
する。

第八十二条 幼稚園には、園長及び

教諭を置かなければならぬ。

幼稚園には、前項の外、必要な

職員を置くことができる。

幼稚園は、園務を掌り、所屬職員

を監督する。

教諭は、幼児の保育を掌る。

第八十二条 第三十四条の規定は、

幼稚園にこれを準用する。

第八章 雜則

第八十三条 第一條に掲げるもの以
外のもので、学校教育に類する教
育を行うものは、これを各種学校

とする。

各種学校は、第一條に掲げる学
校の名稱を用いてはならない。

第四條から第七條まで、第九條
から第十一條まで、第十三條、第
十四條及び第三十四条の規定は、

各種学校に、これを準用する。

前項の外、各種学校に關する必要
な事項は、監督廳が、これを定め
る。

第八十四条 都道府縣監督廳におい
て、学校又は各種學校以外のもの
が各種學校の教育を行ふものと認
めるときは、その旨を關係者に通
告して、前條の規定によらせるこ
とができる。

第八十五条 学校教育上支障のない
限り、学校には、社會教育に関する
施設を附置し、又は學校の施設

を社會教育その他公共のために、
利用させることができる。

第八十六条 町村制を施行していな
い地域においては、この法律にお
ける町村及び町村學校組合に關す
れる者は、満三才から、小学校

する規定は、その地域におけるこれ
に準すべきものに、これを適用す
る。

前項の地域において、この法律
により難い事項のあるときは、都
道府縣監督廳は、特別の処分をす
ることができる。

第八十七条 この法律における市に
は、東京都の区を含むものとす
る。

第八十八条 この法律に規定するも
のの外、この法律施行のため必要
な事項は、監督廳が、これを定め
る。

第八十九條 第十三條の規定(第八
十三条第三項において準用する場
合を含む。)による閉鎖命令に違
反した者は、これを六箇月以下の
懲役若しくは禁錮又は一万元以下
の罰金に処する。

第九十条 第十六條の規定に違反し
た者は、これを三千円以下の罰金
に処する。

第九十一条 第二十二條第一項又は
第三十九條第一項の規定による義
務履行の督促を受け、なお履行し
ない者は、これを一千円以下の罰
金に処する。

第九十二条 第八十三條第二項の規
定に違反した者は、これを五千円
以下の罰金に処する。

第九十三条 この法律は、昭和二十
二年四月一日から、これを施行す
る。但し、第二十二條第一項及び
第三十九條第一項に規定する盲學
校、聾学校及び養護学校における
就学義務並びに第七十四条に規定

するこれらの學校の設置義務に關
する部分の施行期日は、勅令で、
これを定める。

第九十四条 左に掲げる法律及び勅
令は、これを廃止する。

公立學校職員年功加俸國庫補助
法

現役國民學校職員俸給費國庫補助
法

現役青年學校職員俸給費國庫補助
法

青年學校令

中等學校令

師範教育令

國民學校令

当分の間昭和二十三年度以降
における、第三十九條第一項に規定
する保護者の義務に関しては、勅
令で、これを定める。

第九十七条 この法律施行の際、現
に存する從前の規定による國民學
校、國民學校に類する各種學校及
び國民學校に準ずる各種學校並び
に幼稚園は、夫々これらをこの法
律によつて設置された小學校及び
幼稚園とみなす。

第九十八条 この法律施行の際、現
に存する從前の規定(國民學校令
を除く。)による學校は、從前の
規定による學校として存続するこ
とができる。

前項に規定する學校は、文部大
臣の定めるところにより、從前の
規定による他の學校となることが
できる。

前二項の規定による學校に
し、必要な事項は、文部大臣が、
これを定める。

第九十九條 前條に規定する學校に
係る教員免許狀の効力、授與そ
にかかるらず、文部大臣の定める
ものの外、なお從前の例による。

第一百條 從前の規定による學校が、
第一條に掲げる學校になつた場合
における在學者に關し必要な事項
は、文部大臣の定めるところによ
る。

第九十条 第二條中「北海道地方費及府縣」
を「都道府縣」に改める。

第九十六条 第三十九條第一項に規
定する保護者の義務は、昭和二十
二年度においては、子女の満十三
才に達した日の属する学年の終り
までとする。

第一百一條 従前の規定による學校の
卒業者の資格に關し必要な事項
は、文部大臣の定めるところによ
る。

第一百二條 第二條第一項に規定する

盲學校、聾學校及び養護學校の

就学義務並びに第七十四条に規定

する部分の施行期日は、勅令で、
これを定める。

第九十七条 この法律施行の際、現
に存する從前の規定による國民學
校、國民學校に類する各種學校及
び國民學校に準ずる各種學校並び
に幼稚園は、夫々これらをこの法
律によつて設置された小學校及び
幼稚園とみなす。

第九十八条 この法律施行の際、現
に存する從前の規定(國民學校令
を除く。)による學校は、從前の
規定による學校として存続するこ
とができる。

前項に規定する學校は、文部大
臣の定めるところにより、從前の
規定による他の學校となることが
できる。

前二項の規定による學校に
し、必要な事項は、文部大臣が、
これを定める。

第九十九條 前條に規定する學校に
係る教員免許狀の効力、授與そ
にかかるらず、文部大臣の定める
ものの外、なお從前の例による。

第一百條 従前の規定による學校が、
第一條に掲げる學校になつた場合
における在學者に關し必要な事項
は、文部大臣の定めるところによ
る。

第一百一條 第二條中「北海道地方費及府縣」
を「都道府縣」に改める。

第九十六条 第三十九條第一項に規
定する保護者の義務は、昭和二十
二年度においては、子女の満十三
才に達した日の属する学年の終り
までとする。

第一百二條 第二條第一項に規定する

盲學校、聾學校及び養護學校の

就学義務並びに第七十四条に規定

する部分の施行期日は、勅令で、
これを定める。

第九十七条 この法律施行の際、現
に存する從前の規定による國民學
校、國民學校に類する各種學校及
び國民學校に準ずる各種學校並び
に幼稚園は、夫々これらをこの法
律によつて設置された小學校及び
幼稚園とみなす。

第九十八条 この法律施行の際、現
に存する從前の規定(國民學校令
を除く。)による學校は、從前の
規定による學校として存続するこ
とができる。

前項に規定する學校は、文部大
臣の定めるところにより、從前の
規定による他の學校となることが
できる。

前二項の規定による學校に
し、必要な事項は、文部大臣が、
これを定める。

第九十九條 前條に規定する學校に
係る教員免許狀の効力、授與そ
にかかるらず、文部大臣の定める
ものの外、なお從前の例による。

第一百條 従前の規定による學校が、
第一條に掲げる學校になつた場合
における在學者に關し必要な事項
は、文部大臣の定めるところによ
る。

第一百一條 第二條中「北海道地方費及府縣」
を「都道府縣」に改める。

第九十六条 第三十九條第一項に規
定する保護者の義務は、昭和二十
二年度においては、子女の満十三
才に達した日の属する学年の終り
までとする。

第一百二條 第二條第一項に規定する

盲學校、聾學校及び養護學校の

就学義務並びに第七十四条に規定

第一百二條 第二條の別に法律で定める法人とは、当分の間、農業会その他のこれに準ずる公其團体又は民法による財團法人とする。但し、育学校、藝學校、養護學校若しくは幼稚園又はこの法律施行の際、現に存する從前規定による学校で、民法による財團法人でないもの又はその設置者が民法による財團法人でないものの設置者は、当分の間、民法による財團法人であ

ることを要しない。
第二百三條 小学校及び中学校には、
第二十八條の規定（第四十條において準用する場合を含む。）にか
かわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができ
る。

場合を除む。)にかかるらず、当分の間、学齢児童及び学歎生徒の全部又は一部の教育事務を、國、都道府県又は私立学校を經營する法人若しくは私人に委託することができる。

私立学校においては、前項の規定により委託を受けた義務教育については、授業料を徴収することはできない。

育を行なうことができる。
前項の教育に関する必要な事項
は、文部大臣の定めるところによ
る。

○國務大臣（高橋誠一郎君） 今回上程に相成りました学校教育法案に付て大臣を御説明申上げます、政府は民主的な平和國家、文化國家建設の根基を爲す教育の重要性に鑑みまして、曩に内閣に教育刷新委員會を設置致しまして、日本教育制度の根本的改革に付きまして慎重審議を煩はして參つたのであります、此の度の學制改革案は、此の教育刷新委員會の改革案を骨子とするものでありまするが、此の案は又昨年三月に來朝致しました米國教育使節團の勸告書の線に沿ふるものでありますて、從來の學制を根本的に整備致しまして、六年、三年、三年、四年の小学校、中學校、高等學校、大學と致し

しまして、文化國家建設の根基に培ひますることは、文化國家建設を中外に標榜する我が國の當然の責務であります。此の爲義務教育の年限を九箇年に延長すると共に、其の範囲を擴充致しまして、盲聾啞、不具者にも等しく普通教育の普及徹底を圖りたいと存じます。義務教育の年限は、戦前八箇年に延長することに決定致しまして、昭和十八年度から實施することになつて居つたのであります。が、戦争中其の實施が延期せられましたので、現在女子は満十二歳迄、男子は青年學校を含めまして満十九歳迄となつて居ります。是は男女平等を規定する憲法の趣旨に抵觸すると同時に、心身の發育不十分

受けれる人員を増加し、更に大學の上に高度の文化水準の維持向上を期待出来ると信ずるのであります、尙歐米諸國體育は九箇年に相成つて居りますが、六・三・三・四の制度は米國のみならず、次第に世界の趨勢となつて居りまするので、世界文化の興隆の見地からも有意義であると存じます、以上が學制改革實施の主な理由でありまするが、本案は此の六・三・三・四の學制を法化致したものでありますて、本案は從來の各學校令を一の法律に纏め上げたものでありまするが、從來の制度と根本的に異りまする點は、各種

上正式に認めまして、夜間学校を法規化致しまして、高等学校にはパート・タイムの学校をも認めて居るのであります、尙私立學校の監督は從業、直接個々の學校、校長、教員に對しまして行政上の裁量で監督出来ることに相成りましたが、此の度は之を改めまして、學校の設置基準の認定、教員免許制度の確立等の措置に依りまして法律上の間接監督に止め、私立學校の自由な發展を期待致したのであります、尙本案は昭和二十二年四月一日から施行することになつて居りますが、盲聾啞者等の義務制の施行期日は別に勅令で定めることに致しました。

10. The following table summarizes the results of the study.

項、第二十二條第三項、第三十八條、第四十三條、第四十五條第三項、第四十七條、第四十八條第三項、第四十九條、第七十三條、第七十九條、第八十三條第四項及び第八十八條の監督廳並びに第四條及び第二十三條に規定する定をなす権限を有する監督廳は、当分の間、これを文部大臣とする。但し、文部大臣は、その権限を他の監督廳に委任することができる。

たのであります、政府が此の案を實施しやうとする主なる理由を申上げますると云ふと、凡そ次の通りでござりますす、第一に、教育の機會均等の見地から考へまして、從來の學制に於きましては、國民學校の初等科六年を修了致しまして、國民學校高等科及び青年學校に進みまする者と、中學校を経まして高等專門學校に進みまする者との二つの體系に截然と區別せられて居りました、前者は國民學校高等科修了者の七割五分を占めて居りますが、彼等には能力がありましても高等教育を受ける機会が殆ど與へられて居ない實情であります、此の點改正憲法に規定する能力に應じて等しく教育を受け得なると云ふ教育の機會均等が保障せられず、又高等教育を受けた希望を失ひまするが爲に、國民學校高等科及び青年學校の教育其のものも效果を擧げ得ないものであります、第二に、普通教育の普及向上と男女の差別撤廃に付て申上

の時期から職業教育を施しまして、將來の方向を決定させることになりますて、個性の伸暢を圖るべき教育的見地からも不適當であります、九箇年の普通教育を無償の義務教育として男女一般に課する所以でございます、第三に、學制を單純化することに付きましては、從來の國民學校、青年學校、中學校、高等女學校、實業學校、師範學校、專門學校、高等學校、大學等、複雜多岐な學制を單純化致しまして、心身の發達の段階に應じまして、原則として六・三・三・四の小學校、中學校、高等學校、大學と致したのであります、第四に、學術文化を進展させまする見地から考へますると、大學卒業迄の修業年限は、從來の如く中學校四年修了で高等學校に進むと致しますれば、新制度と同年に相成りまするが、中學校五年卒業で高等學校に入學すると致しますれば、一年の短縮になりまするのであります、而して大體の數を費

の學校系統を單一化致しまして、六・三・三・四の小學校、中學校、高等學校、大學と致しました外、從來の教育に於ける極端な國家主義の色彩を拂拭致しまして、眞理の探究と、人格の完成を目指して、身心の發達の段階に應じました、適切な教育を施すことを目的と致し、從來の教育行政に於ける中央集權を打破致しまして、制二的、形式主義の弊を改め、地方の實情に即し個性の發展を期する爲地方分権の方向を明確に致し、高等學校、中學校、小學校、幼稚園及び之に準じまする盲學校、聾學校等は都道府縣の監督に委ねまして、教科書、教科内容等重要な事項に付きましては、當分の間文部大臣が所掌致しまするが、此の權限を何時でも下級機關に委任することに致しております、で文部大臣は直接には大學のことのみを掌りまして、又大學は能ふ限りの自治を保障せられて居るのであります、更に教育の機会を有するのであります、

等學校、大學と致しました外、從來の教育に於ける極端な國家主義の色彩を拂拭致しまして、眞理の探求と、人格の完成を目指して、身心の發達の段階に應じました、適切な教育を施すことの目的と致し、從來の教育行政に於ける中央集權を打破致しまして、開拓的、形式主義の弊を改め、地方の實情を即し個性の發展を期する爲地方分權の方向を明確に致し、高等學校、中學校、小學校、幼稚園及び之に準しまする盲學校、聾學校等は都道府縣の管轄に委ねまして、教科書、教科内容等要なる事項に付きましては、當分の間文部大臣が所掌致しますが、此の権限を何時でも下級機關に委任することに致しております、文部大臣は直接には大學のことのみを掌りまして、又大學は能ふ限りの自治を保障せられて居るのであります、更に教育の機會均等を保障致しますが爲、高等學校、大學に於きましては、夜間學校を法規上正式に認めまして、通信教育を制度化致しまして、高等學校にはパート・タイムの學校をも認めて居るのであります、尙私立學校の監督は從業、直接個々の學校、校長、教員に對しまして、學校の設置基準の設定、教員免許制度の確立等の措置に依りまして法律上の間接監督に止め、私立學校の自由な發展を期待致したのであります、尙本案は昭和二十二年四月一日から施行することになつて居りますが、盲聾啞者等の義務制の施行期日は別に勅令で定めることに致しました。

法に付ては觸れて居ないのである、是が爲に法文上も兩議院と言はないで、わざと國會と云ふ文字を使ひ、幾分漠然たる表現を用ひて居るのである、實際に委員會に出席する場合には、豫め議院とも能く連絡を取つて、必要な手續を事實上纏めて置いてから出席席する云つたことになると、豫想して居るのと云つたことになると考へて居る、從つて又本會議に出席出来るや否やの問題などの細目に關したことは、他の方法で決めて行くものと豫想して居ることであります、更に以上の答辯に關聯致しまして、一委員より、此の際條文をはつきりさせる爲に「議院の同意を得て検査官を出席せしめることが出來る」と云つたやうな意味の修正を加へるとすれば、其の結果として、此の條文立案の趣旨を制約するとか、或は又今後の取扱上困るとか云つたやうな問題が起るかどうか、政府の所信如何との御質問がございましたが、之に對しまして政府より次の如き御答辯がございました、即ち直截簡明に言へば御説の如き修正をすることは、會計検査院制度を設けた趣旨に聊か背離するのではないかと思ふ、何故ならば憲法に於ても検査院の權限と云ふものは國會、内閣等のそれと對立して扱はれて居るものである、原理としては検査院は飽く迄も國會に對し意見を通し得る手段を持つて居るのではないかと思ふ、何故ならば憲法に於ても検査院の權限と云ふものは國會、内閣等のそれと對立するから、國會の方が検査院の意見を聽かぬと云ふ態度をも教り得るやうな規定を設けると云ふことは、可なり考へれるから、國會の方が検査院の意見を

魔の餉地かかる問題と思ふ。併し以上のことは権限の幅に關したことであつて、其の権限を如何なる形で行使するか、即ち其の手續、順序等と云つたことに付ては是は又別の問題であつて、此の三十條では必ずしも觸れては居ないことである。此の點に關しては議院の方で必要な手順を決めて然るべきではなからうか、結局此の權能を抑壓すると云ふ趣旨から出た修正ならば、此の法文を改正しなければならないが、運用の手續に關しての修正ならば、必ずしも此の法文に修正を加へる必要はないのではないかと考へます。但し若し此の法文の解釋上、検査院の申出を國會は鵜呑みにしなければならないのだと云つたやうに誤解される虞があると云ふ點から、修正を必要とするのだと云ふ御意見ならば、検査官の國會への出席の手續は、國會で決めるに云つたやうなことを一つ入れよば、目的達するのではなくからうかと考へますが、是は餘りにも自明のことと思ふとの御答辯でございました。尙此の點に關しまして他の委員より、本法案の三十條に依れば、検査院は検査報告に關し、國會に出席して説明することを必要と認められる時は、検査官を出席せしめることが出来るとのあるが、又一方國会法の第七十二條に依れば、「委員会は、議長を経由して会計検査院の長及び検査官の出席説明を求める事ができる」とある。此の兩者の關係に付ては如何やうに解釋すべきであるかと云ふ御質問がございましたが、之に對しまして政府より、國会法の規定は國會の權能を書いたものである、一方検査院法の方も是は検査院から見た國會に對する検査院の權能を書いたものであつて、兩者の

機能が同じ水準に於て並行して活動上に現れたものである、即ち一方は出席を求める得ると云ふ表現を以てし、他方では出席し得ると云つた表現を取つたものであつて、此の兩方の趣旨は何等對立したものであるとは考へられない、結局此の法文を作成した當事者が異つて居た爲に、斯様な別々の表現の仕方が出来上つたものだと思ふと云ふ回答でございました、其の他尙各條に付て詳細な御質疑も多々ございましたが、それ等は速記録に譲ることと致します、斯くて質疑を終へまして討論に入りました處、別に御發言もなく採決を致しました結果は、全會一致を以ちまして、本法案を原案通り可決致しましたに決定致しました、次に罹災救助基金法の一部を改正する法律案に付て御報告を申上げます、元來罹災救助基金法と云ふものは、非常の災害に對しての救護に關する法律でありまして、唯北海道に付きましたは、其の地域的特質及び罹災救助基金の急速な造成の必要等の點より、特に北海道罹災救助基金法が設けられて居りましたが、今般之が施行期間が満了致しまして、上述の要件の上から考へても、特に之を設けて置く必要はないと認められますので、之を廢止し、罹災基金救助法に改正を加へて、北海道にも之を適用し得ることを目的として、此の法案が出来上つた譯であります、本法案に付きまして、政府よりは、本法自體は既に古い救助基金は少額に過ぎる爲救助の實效を擧げ得ないではないかとか、其の他の事柄に關して御質問がございました規定であり、現状下に於ては、其の基金额の點、災害に對する國庫補助金額

○議長（公爵徳川家正君）　兩案の第二
讀會を開きます。御異議がなければ全
部を問題に供します。兩案全部委員長
の報告通りで御異議ございませぬか
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵徳川家正君）　御異議ない
と認めます。

○議長（公爵徳川家正君）　御異議ない
と認めます。

○議長（公爵徳川家正君）　御異議ない
と認めます。

○子爵戸澤正己君　賛成

○議長（公爵徳川家正君）　西大路子爵
の動議に御異議ございませぬか
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵徳川家正君）　御異議ない
と認めます。

○議長（公爵徳川家正君）　御異議ない
と認めます。

○子爵戸澤正己君　賛成

○議長（公爵徳川家正君）　西大路子爵
の動議に御異議ございませぬか
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵徳川家正君）　御異議ない
と認めます。

○子爵戸澤正己君　賛成

○議長（公爵徳川家正君）　西大路子爵
の動議に御異議ございませぬか
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君)　兩案の第三
讀會を開きます、兩案全部第二讀會の
決議通りで御異議ございませぬか
〔異議なし」と呼べ者あり〕
○議長(公爵徳川家正君)　御異議ない
と認めます、本日衆議院より多數の議
案が送付せられる筈でございますから、
明日も午前十時開會致します、議
事日程に付ては決定次第、速報を以て御
通知に及びます、本日は是にて散會致
します